

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員報酬規程

平成 16 年 2 月 29 日
2004 年(総企)規程第 8 号
最終改正 令和 5 年 12 月 4 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第 2 条 役員の報酬は、常勤役員については、基本俸給、業績給及び通勤手当、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(常勤役員の基本俸給)

第 3 条 常勤役員の基本俸給の額は、次の各号に掲げる月例支給額に、次項に定める地域付加額を加えた額に 1.2 を乗じて得た額に、賞与を加えた額とする。

一	理事長	月額	1,109,000円
二	副理事長	月額	955,000円
三	理事	月額	825,000円
四	監事	月額	745,000円

2 常勤役員に対する地域付加額は、前項の月例支給額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日)

第 4 条 報酬（賞与、業績給及び通勤手当を除く。）の支給日は、毎月 16 日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

(報酬の支給)

第 5 条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規程に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(新たに役員となった者及び役員でなくなった者の報酬)

第 6 条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が離職し、又は解任されたときは、その日まで報酬を支給する。ただし、役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により支給する場合（前項ただし書きの規定により俸給を支給する場合を除く。）であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額（通勤手当を除く。）は、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算する。

（賞与）

第7条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され又は死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

2 賞与の額は、第3条第1項に規定する月例支給額に、同条第2項に規定する地域付加額を加えた額に100分の205を乗じて得た額とする。

3 賞与は、当該年度の6月30日に支給する場合においては、賞与の額に100分の50を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては、賞与の額に100分の50を乗じて得た額に、それぞれの基準日前6か月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

4 基準日前6か月以内の期間において、国家公務員から引き続き常勤役員となった者（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構役員退職手当規程第5条第1項又は第3項に規定する者に限る。）については、その者の国家公務員として引き続きいた在職期間を常勤役員として引き続きいた在職期間とみなす。

5 基準日前に引き続き国家公務員となるため退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与を支給しない。

6 次の各号のいずれかに該当する役員は、前5項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された者（同項第1号に該当し解任された者を除く。）
- 二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者

(業績給)

第8条 業績給は、経済産業大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果（以下「評価結果」という。）の通知を受けた日から起算して1月を超えない範囲に、前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

- 2 年度の初日以外の日において新たに任命された役員及び年度の末日以外の日において離職し、解任され、又は死亡した役員の業績給の額は、日割計算で支払う。
- 3 前項の日割計算をするときは、業績給の額を365で除した額を一日分とする。
- 4 理事長の業績給の額は、第3条第1項に規定する月例支給額に100分の318を乗じて得た額に、次の表に定める評価結果に則した割合を乗じて得た額とする。

業績評価	割合
S評価	100分の200
A評価	100分の150
B評価	100分の100
C評価	100分の50
D評価	100分の0

- 5 常勤役員（理事長を除く。）の業績給の額は、評価結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項を準用して理事長が決定するものとする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、経済的かつ合理的と認められる通勤路線及び方法で登録された通勤経路により、次の各号により算出した支給単位期間の通勤に要する額を支給する。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 一 交通機関が定期券を発行している場合には、当該交通機関の利用区間に係る通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲で最も長いものに相当する定期券
- 二 交通機関が定期券を発行していない場合には、当該交通機関の利用区間について通勤21回分の運賃等であって最も低廉なもの

- 2 通勤手当は支給単位期間に係る最初の月であって第4条に規定する支給日に支給する。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 非常勤理事 月額239,200円又は日額59,800円とする。
- 二 非常勤監事 月額215,600円又は日額53,900円とする。

(端数の処理)

第 11 条 この規程の各条項により計算した金額に 50 銭未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて 50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を 1 円として計算する。

(雑則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 2 月 29 日から施行する。
- 2 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成 15 年法律第 93 号）附則第 5 条第 1 項の規定による金属鉱業事業団の解散に伴い、引き続き機構の役員に任命された者及び石油公団から引き続き機構の役員に任命された者（以下「旧法人役員」という。）の在職期間は第 7 条第 3 項の規定にかかわらずその者の旧法人役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなすものとする。
- 3 平成 16 年 3 月に支給される通勤手当にあつては、第 9 条第 1 項第 1 号に「6 か月」とあるのは「1 か月」と読み替えるものとする。
- 4 平成 21 年 6 月に支給する賞与に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、「100 分の 50」とあるのは「255 分の 112.5」とする。
- 5 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 月例支給額 当該役員の月例支給額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 二 地域付加額 当該役員の月例支給額に対する地域付加額の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 三 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - 四 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 6 前項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する賞与の額は、改正後の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構役員報酬規程第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、この規定により算定される賞与の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。
 - 一 平成 17 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者

にあつては、新たに役員となつた日)において役員が受けるべき月例支給額、地域付加額の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額(附則第3項において「附則第2項第1号基礎額」という。)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかつた期間のある月の数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された賞与の額に100分の0.36を乗じて得た額

- 3 附則第2項第1号基礎額又は前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間は、第3条第1項各号に規定する月例支給額は、次の表に定める額とする。

	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
一 理事長	月額 1,191,000円	月額 1,161,000円
二 副理事長	月額 1,024,000円	月額 998,000円
三 理事	月額 885,000円	月額 863,000円
四 監事	月額 800,000円	月額 780,000円

- 3 平成19年3月31日までの間は、第3条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

附 則

この規程は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月に支給する賞与に関する第7条第3項の規定の適用については、「100分の50」とあるのは「230分の117.5」とし、この規定により算定される賞与の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。
- 一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となつた者にあつては、新たに役員となつた日)において役員が受けるべき月例支給額、地域付加

額の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（附則第3項において「附則第2項第1号基礎額」という。）に、同年4月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月に支給された賞与の額に100分の0.24を乗じて得た額

三 平成21年9月に支給された業績給の額に100分の0.24を乗じて得た額

3 附則第2項第1号基礎額又は前項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月に支給する賞与に関する第7条第3項の規定の適用については、「100分の50」とあるのは「215分の100」とし、この規定により算定される賞与の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき月例支給額、地域付加額の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（第3項において「第2項第1号基礎額」という。）に、同年4月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月に支給された賞与の額に100分の0.28を乗じて得た額

三 平成22年9月に支給された業績給の額に100分の0.28を乗じて得た額

3 第2項第1号基礎額又は前項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年3月9日から施行し、平成24年3月1日から適用する。

2 平成24年6月に支給する賞与に関する第7条第3項の規定の適用については、この規定により算定される賞与の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに役員となっ

た者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき月例支給額、地域付加額の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額(第3項において「第2項第1号基礎額」という。)に、平成23年4月から平成24年2月までの月数(平成23年4月1日から平成24年2月29日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月の数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成23年6月及び12月に支給された賞与の額に100分の0.37を乗じて得た額

三 平成23年9月に支給された業績給の額に100分の0.37を乗じて得た額

3 第2項第1号基礎額又は前項第2号若しくは第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役員と同一の役職として切替日以降引き続き在職する場合、平成30年3月31日までの間は、第3条第1項各号に規定する月例支給額は、次の表に定める額とする。

一 理事長	月額 1, 128, 000円
二 副理事長	月額 970, 000円
三 理事	月額 839, 000円
四 監事	月額 757, 000円

- 3 平成28年3月31日までの間は、第3条第2項中「100分の14」とあるのは「100分の12.5」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月10日に支給する場合における規程第7条第3項の適用については、同項中「賞与の額に100分の50を乗じて得た額」を「賞与の額に210分の102.5を乗じて得た額」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 令和3年12月10日に支給する場合における規程第7条第3項の適用については、同項中「賞与の額に100分の50を乗じて得た額」を「賞与の額に200分の95を乗じて得た額」とする。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された報酬は、

改正後の規程による報酬の内払いとみなす。

- 3 令和5年12月10日に支給する場合における規程第7条第3項の適用については、同項中「賞与の額に100分の50を乗じて得た額」を「賞与の額に205分の105を乗じて得た額」とする。